



鳥取県公報

令和3年5月31日（月）
号外第58号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 公安規則 鳥取県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
（4）（警務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ◇ 公安告示 鳥取県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則による電子情報処理組織を使用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等（2）（警務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

公安委員会規則

鳥取県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

令和3年5月31日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

鳥取県公安委員会規則第4号

鳥取県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「情報通信技術活用規則」という。）第11条の規定に基づき、鳥取県公安委員会等（鳥取県公安委員会、鳥取県警察本部長及び警察署長をいう。以下同じ。）に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行った者であることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。
- (4) 申請等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第3条第8号に規定する申請等をいう。
- (5) 処分通知等 情報通信技術活用法第3条第9号に規定する処分通知等をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、情報通信技術活用法において使用する用語の例による。

(適用手続の告示)

第3条 鳥取県公安委員会は、鳥取県公安委員会等がこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等（以下この項において「適用手続」という。）について、あらかじめ、当該適用手続の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該適用手続を適用する日を告示するものとする。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 情報通信技術活用法第6条第1項に規定する電子情報処理組織は、鳥取県公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機（鳥取県公安委員会等の使用に係る電子計算機と電子通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(申請等の手続)

第5条 情報通信技術活用法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他鳥取県公安委員会等が必要と認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

3 第1項の申請等を行う者は、鳥取県公安委員会等が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力し、又は送信しなければならない。

4 前2項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該

電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、鳥取県公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- (1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
- (3) 前2号に規定するもののほか、鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長が定める電子証明書

5 法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定に基づき、当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力し、又は送信されたものとみなす。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第6条 情報通信技術活用法第6条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（第5条第4項各号のいずれかに該当する電子証明書に限る。第9条及び第11条において同じ。）と併せてこれを送信する措置とする。ただし、鳥取県公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第7条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると鳥取県公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると鳥取県公安委員会等が認める場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第8条 情報通信技術活用法第7条第1項に規定する電子情報処理組織は、鳥取県公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機（鳥取県公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（処分通知等の手続）

第9条 鳥取県公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を鳥取県公安委員会等の使用に係る電子計算機に備え付けられたファイルに記録し、及び送信するものとする。この場合において、鳥取県公安委員会等は、当該処分通知等が電子署名を要するものであると認めるときは、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と当該情報と併せて記録し、及び送信するものとする。

2 鳥取県公安委員会等は、第5条第1項の規定により行われた申請等に対する処分通知等を行う場合で、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求めたときは、当該処分通知等を書面等により行うものとする。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第10条 情報通信技術活用法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証コードの入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の鳥取県公安委員会等の定めるところにより行う届出

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第11条 情報通信技術活用法第7条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置とする。

(電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第12条 情報通信技術活用法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると鳥取県公安委員会等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると鳥取県公安委員会等が認める場合

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長が別に定める。

(鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等との関係)

第14条 鳥取県公安委員会の所管する条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。）に基づき鳥取県公安委員会等に対して行われる申請、届出その他の手続等については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号）及び鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第73号）の定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

鳥取県公安委員会告示第2号

鳥取県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年鳥取県公安委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等を次のとおり定めたので、告示する。

令和3年5月31日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

法令	条項	申請等及び処分通知等の内容	開始日
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第78条第1項	道路使用許可の申請	令和3年6月1日
	第78条第4項	道路使用許可の変更の届出	〃
	第78条第5項	道路使用許可証の再交付の申請	〃
警備業法（昭和47年法律第117号）	第16条第2項	服装の届出	〃
	第16条第3項	服装の変更の届出	〃
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項	責任者の選任の届出	〃